

## 志太広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定（焼津市決定）

志太広域都市計画栄町第一地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称	栄町第一地区第一種市街地再開発事業						
面 積	約0.7ha						
公共施設の配置及び規模	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考	
		幹線道路	3・4・13 焼津下小田線	7.5m (15m)	約58m (約4,480m)	都市計画道路（既設）	（） 内は 全体 幅員 総延 長
		幹線道路	3・5・15 焼津停車場線	7.5m (15m)	約149m (約790m)	都市計画道路（既設）	
	区画道路	市道港町 堀川線	2.6～3.0m (5.2～6.0m)	約85m (約537m)	既設		
	下水道	焼津市公共下水道（汐入処理区）に接続					
その他の公共施設	—						
建築物の整備に関する計画	建築物		敷地に対する		主要用途	備考	
	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	建築面積の 割合	延べ面積の 割合			
	約2,800㎡	約21,000㎡ (約15,000㎡)	約6/10	約31/10	住宅 店舗 駐車場		
	(参考) 地区計画の制限内容						
	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建ぺい率の 最高限度	建築面積の 最低限度	壁面線の位置の制限		
	40/10	20/10	8/10 ※注1	200㎡	2.0m以上、2.1m以上 (位置は計画図による)		
建築物敷地の整備に関する計画	計画敷地面積	整備計画					
	約4,900㎡	壁面の位置の制限により、ゆとりと開放感のある歩行空間を確保する。					
住宅建設の目標	戸数	備考					
	—						

施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり

※注1 ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号に該当する建築物にあつては10分の1を加えた数値とし、同項第1号及び第2号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。なお、同条第5項第1号及び第6項各号に該当する建築物にあつては適用しない。